

第2 - 2

政令第8条区画



政令第8条は、開口部のない耐火構造（建基法第2条第7号）の床又は壁で区画されている防火対象物については、区画された部分をそれぞれ別の防火対象物とみなして消防用設備等の設置単位を分ける規定である。（以下「令8区画」という。）

1 令8区画の構造

令8区画の「開口部のない耐火構造の床又は壁」は、次に示す基準に適合していること。

- (1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

※主要構造部が耐火構造以外の場合は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造に限る。

- (2) 建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。

2 令8区画部分相互の延焼防止措置

区画される部分相互は、次の延焼防止の基準を満たしていること。

- (1) 区画の床又は壁の両端又は上端が、外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。

～「突き出しによる令8区画」～

- (2) 外壁又は屋根が当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたり耐火構造であり、当該部分が次のいずれかを満たしていること。～「突き出しのない令8区画」～

ア 開口部が設けられていないこと。

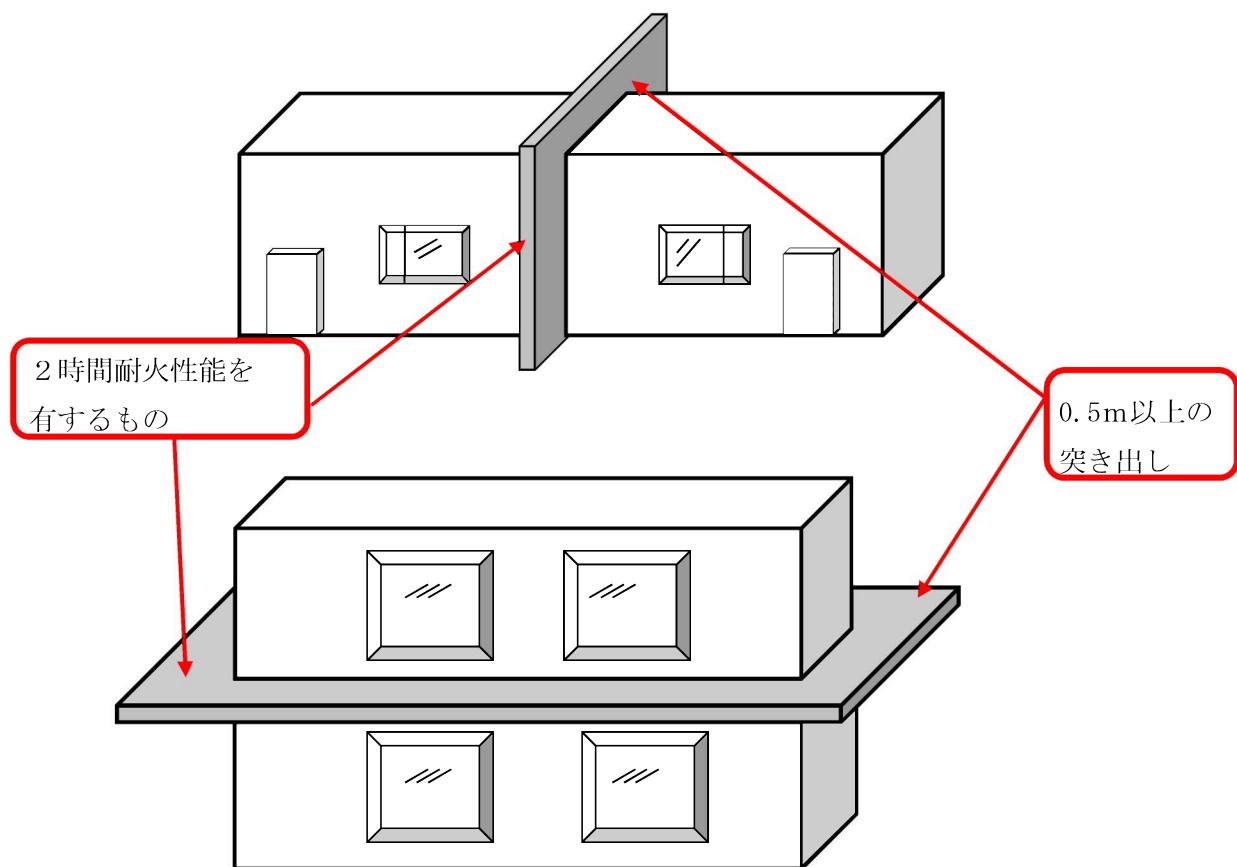
イ 開口部を設ける場合には、甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して90cm(0.9m)以上離れていること。

※次ページ以降に、

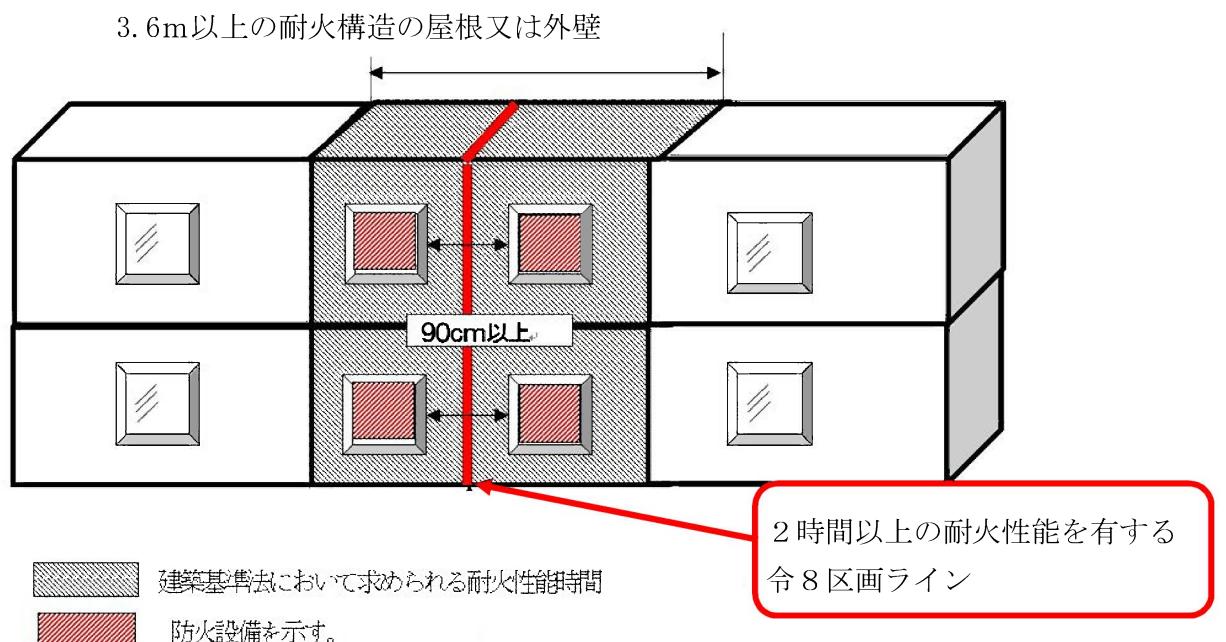
- ①「突き出しによる令8区画」
 - ②「突き出しのない令8区画」
 - ③「突き出しによる令8区画と突き出しのない令8区画の併用」
- を図示する。

基点とは、外壁面において延焼防止措置を行う令8区画の基準点のことをいう。

【①突き出しによる令8区画】

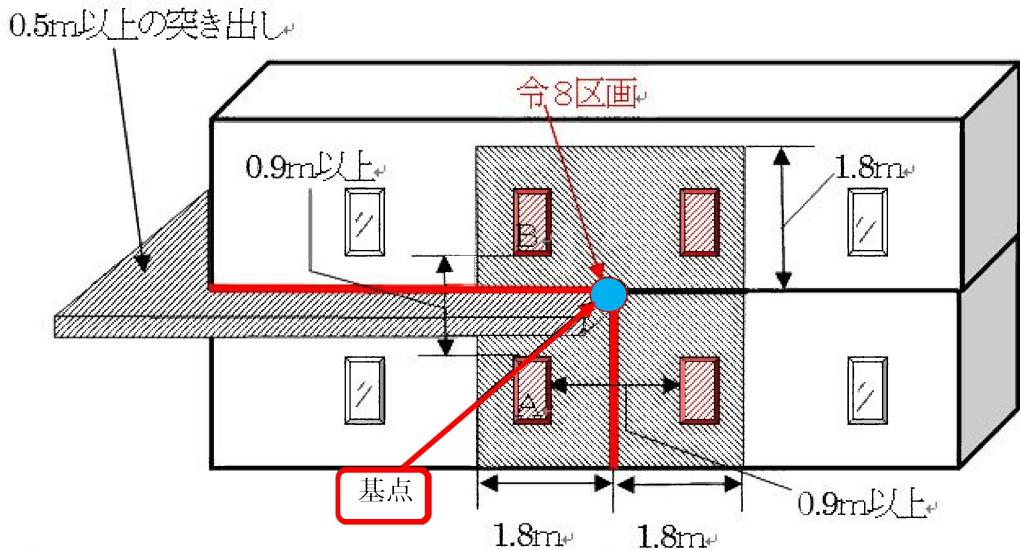


【②突き出しおない令8区画】



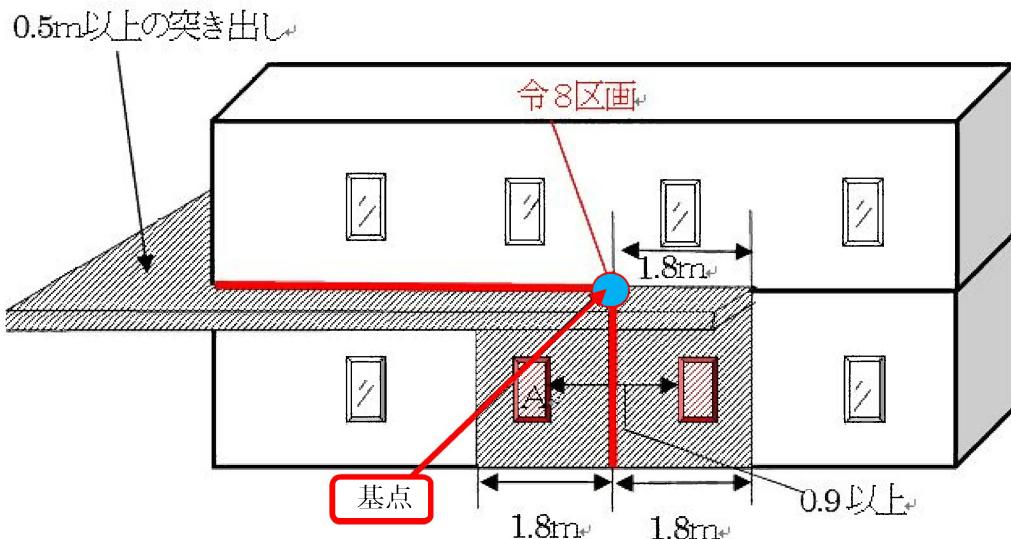
【③突き出しによる令8区画と突き出しおの令8区画の併用】

●令8区画基点まで突き出しを設置した場合



突き出しが基点で止まっているため、1階開口部Aと2階開口部Bの位置関係は延焼危険ありと判定される。したがって、令8区画を介する3.6m以内の開口部すべてを防火設備とする必要がある。

●令8区画基点を越えて、1.8m以上突き出しを設けた場合



基点から1.8m以上の突き出しがあることで、1階開口部Aから2階のいずれの開口部に対しても有効な延焼防止となることから、上下方向では防火設備とすることを要しない。

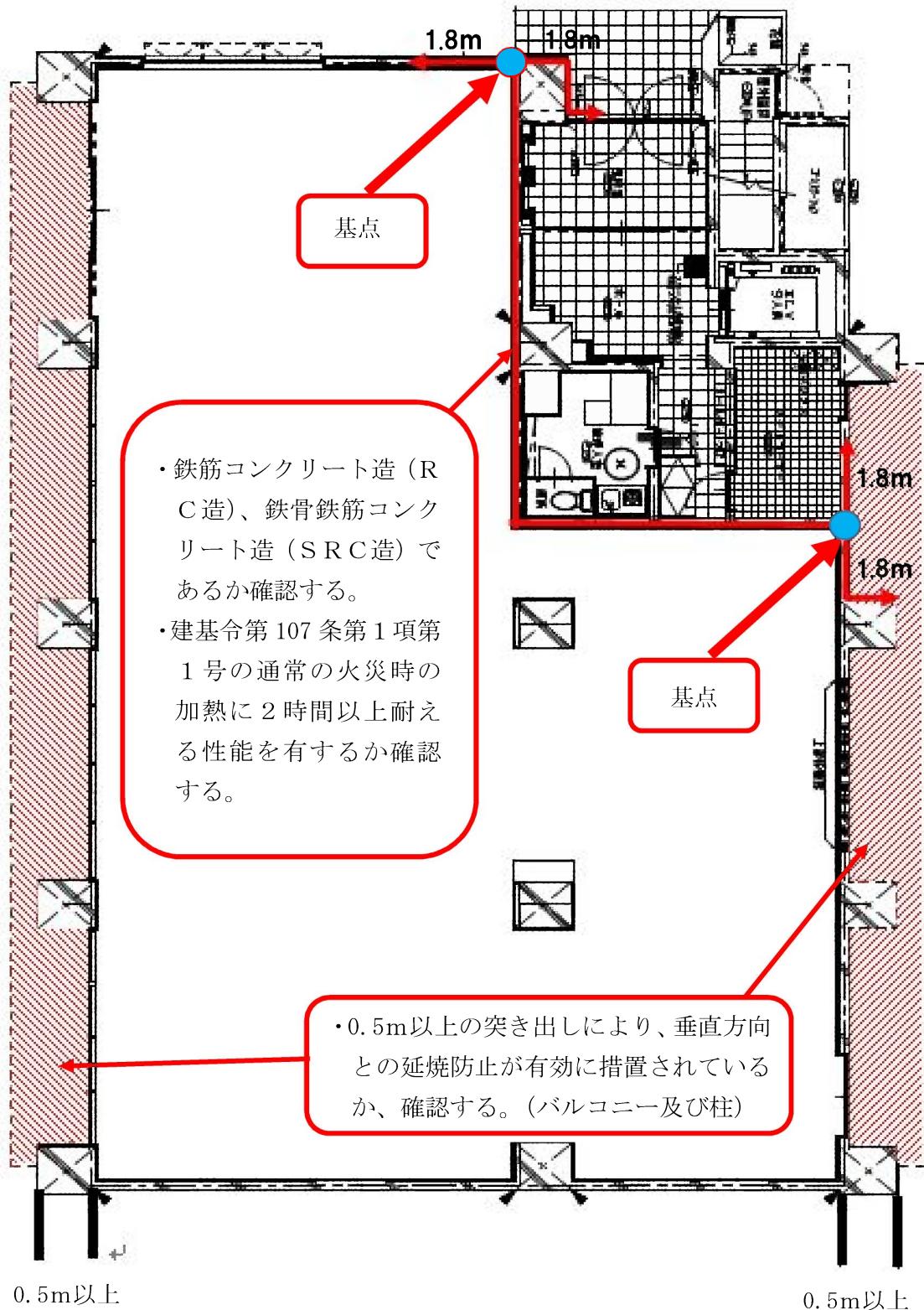
しかし、突き出しおの令8区画を介して3.6m以内に開口部あるので、開口部相互を90cm(0.9m)以上離し、かつ、防火設備とする必要がある。

【基点からの開口部までの距離等の確認事項】

- 令8区画の位置及び延焼防止措置の形態について確認する。
(当該図面の場合、基点から北側に突き出しを設けていないので、原則として基点を中心として、水平方向両側に1.8m以上を耐火構造とする必要がある。)

N
4

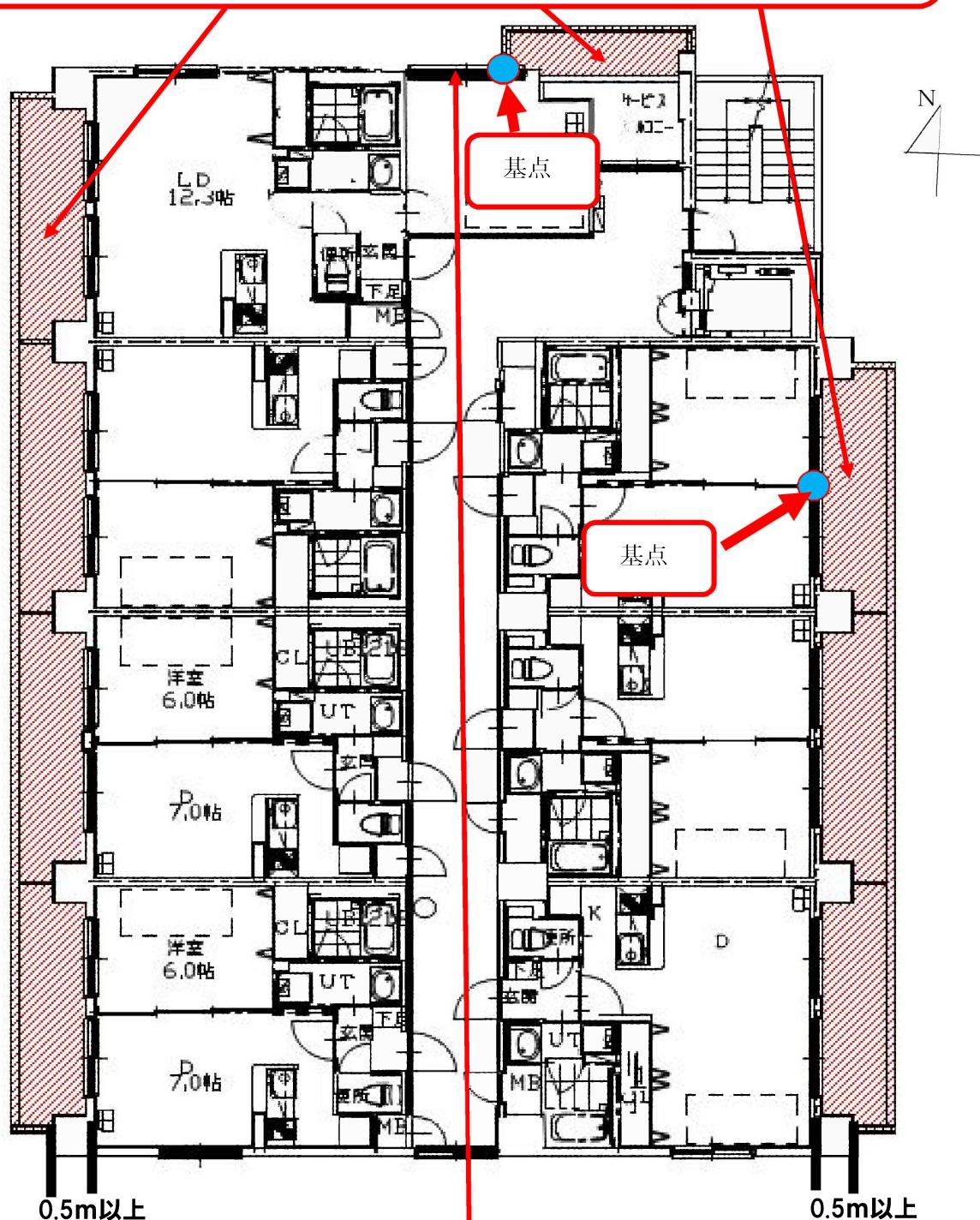
1階平面図



2階平面図

- ・突き出しによる令8区画を確認する場合

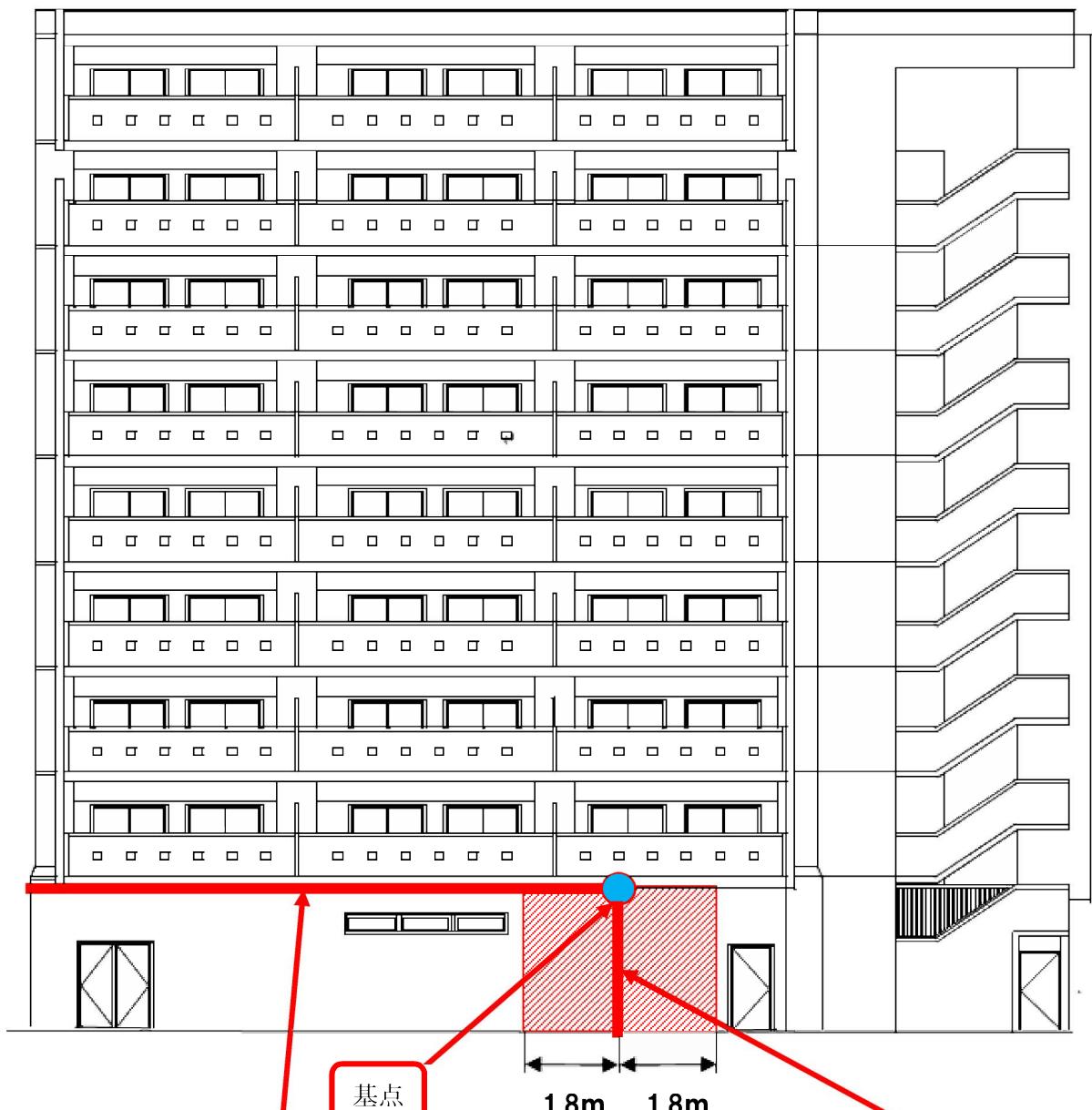
令8区画の耐火構造の床（バルコニー等を含む。）は、外壁から50cm(0.5m)以上突き出していることを確認する。



- ・突き出しを設けない場合による令8区画を確認する場合

平面図だけでは、確認できないため、立面図により確認する。

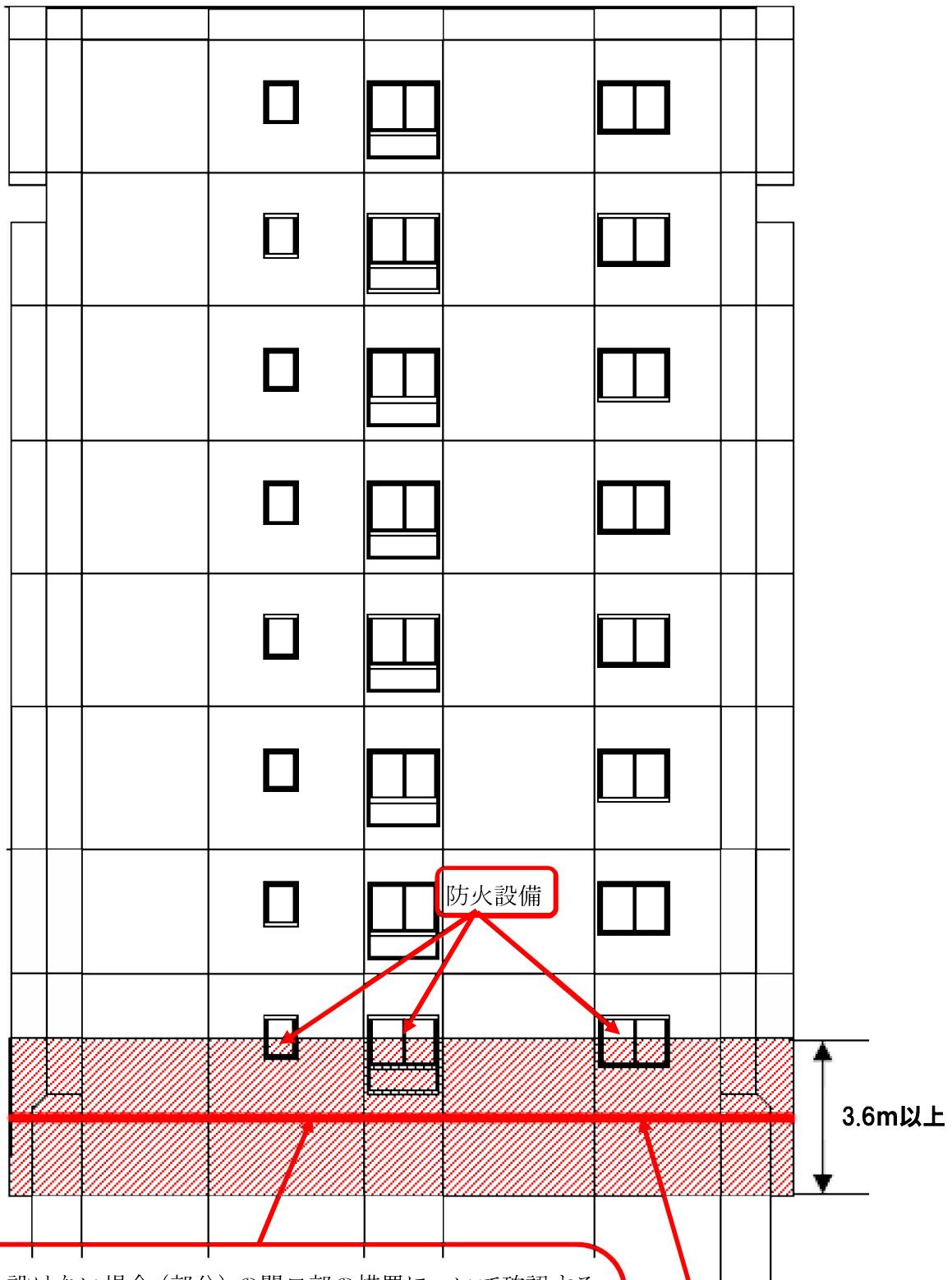
東面立面図



令 8 区画ライン
(突き出しあり)

突き出しを設けた場合又突き出しを設けない場合の開口部の措置について確認する。

南面立面図



突き出しを設けない場合（部分）の開口部の措置について確認する。

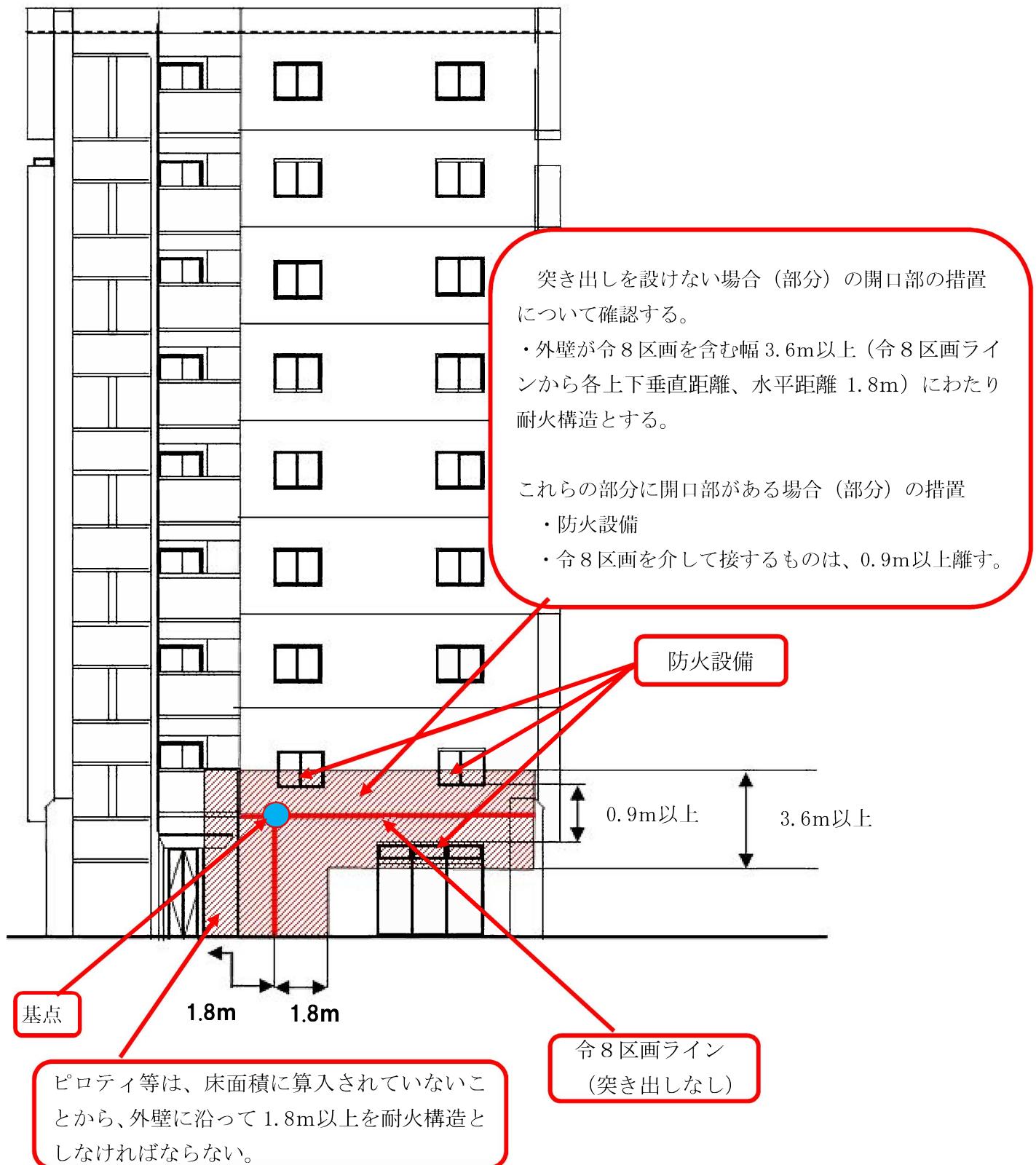
- ・外壁が令8区画を含む幅3.6m以上（令8区画ラインから各上下垂直距離1.8m）にわたり耐火構造とする。

これらの部分に開口部がある場合の措置

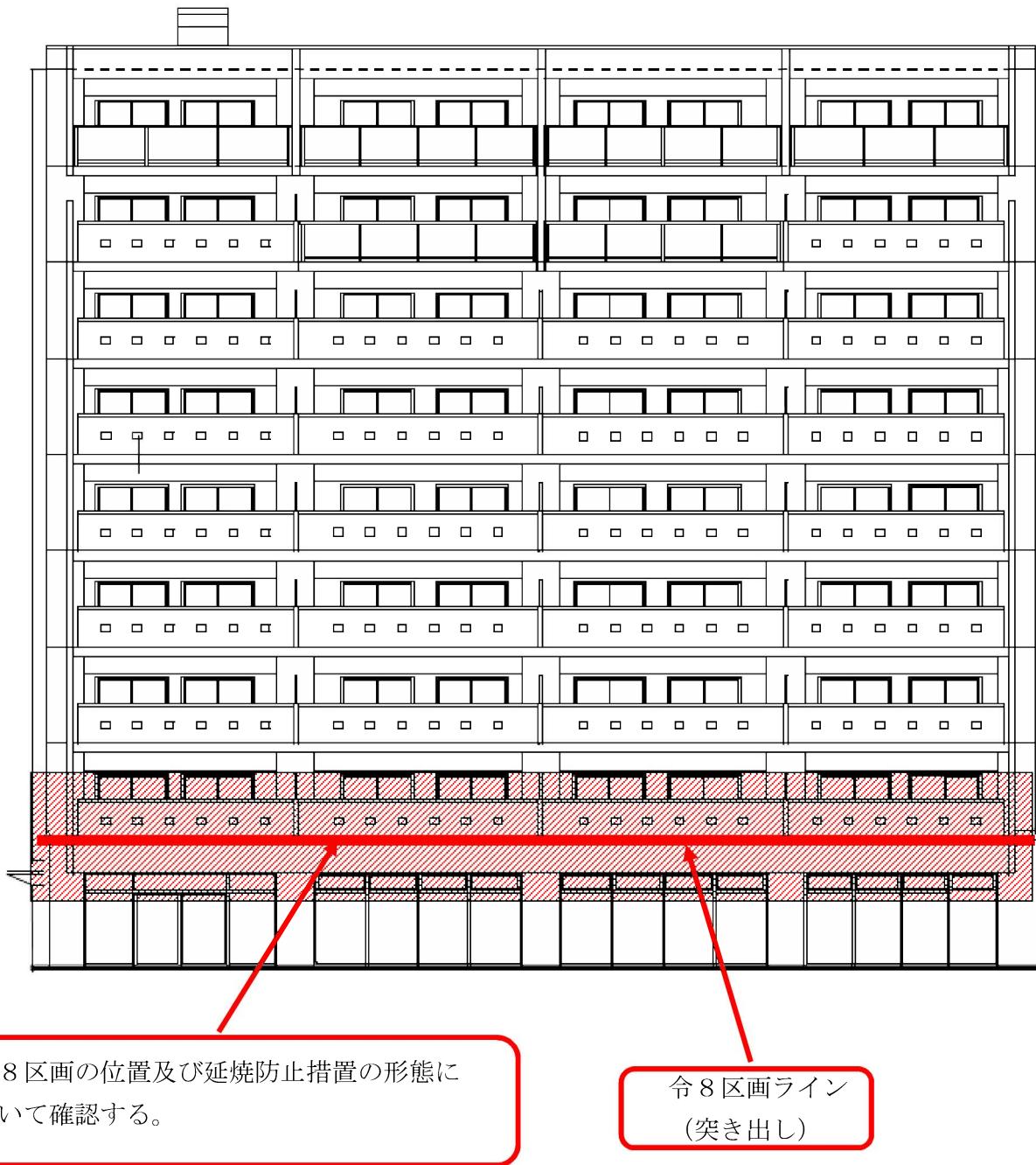
- ・防火設備であること。
- ・令8区画を介して接するものは、0.9m以上離す。

令8区画ライン
(突き出しなし)

北面立面図



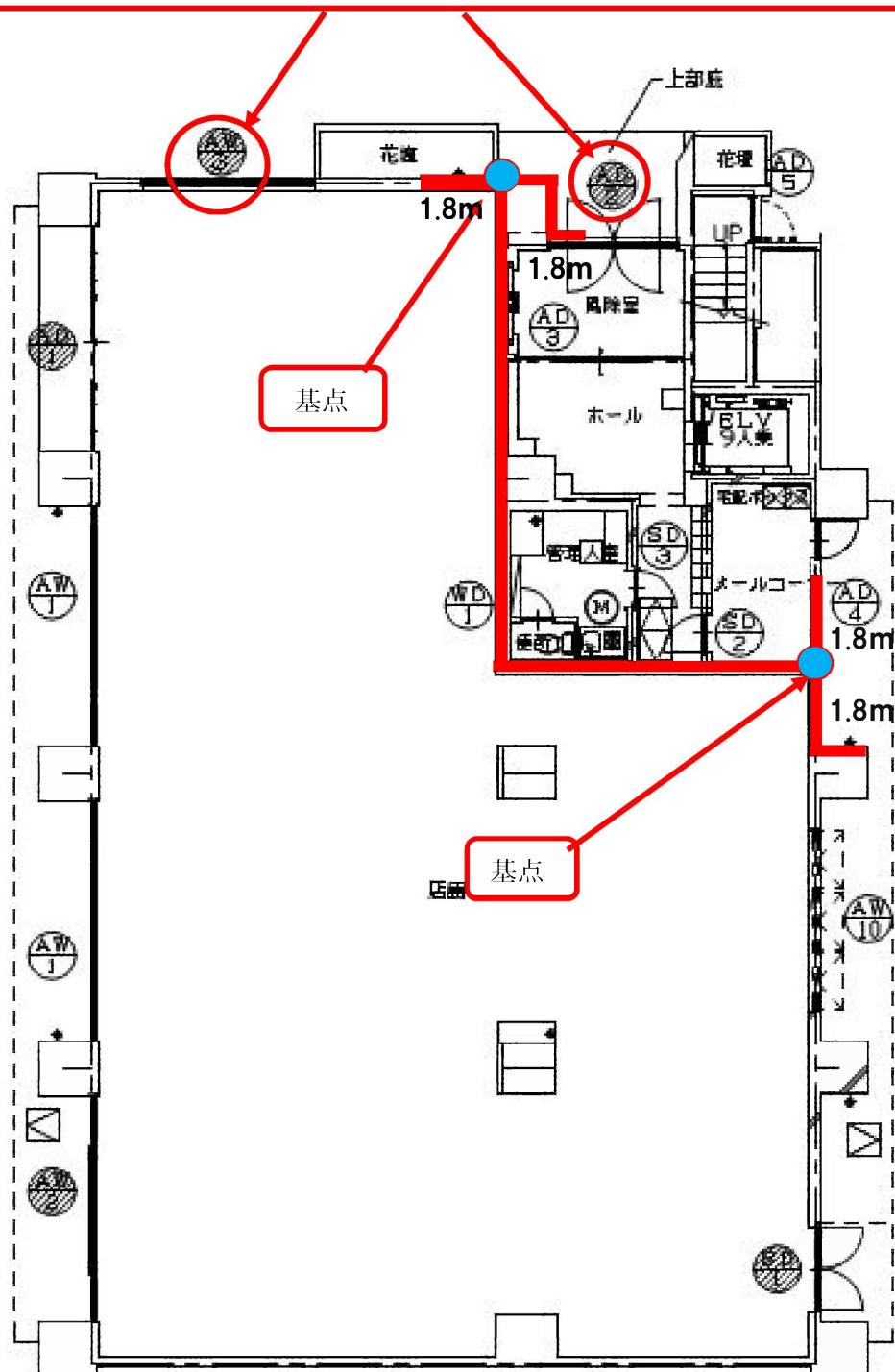
西面立面図



【建具の確認】

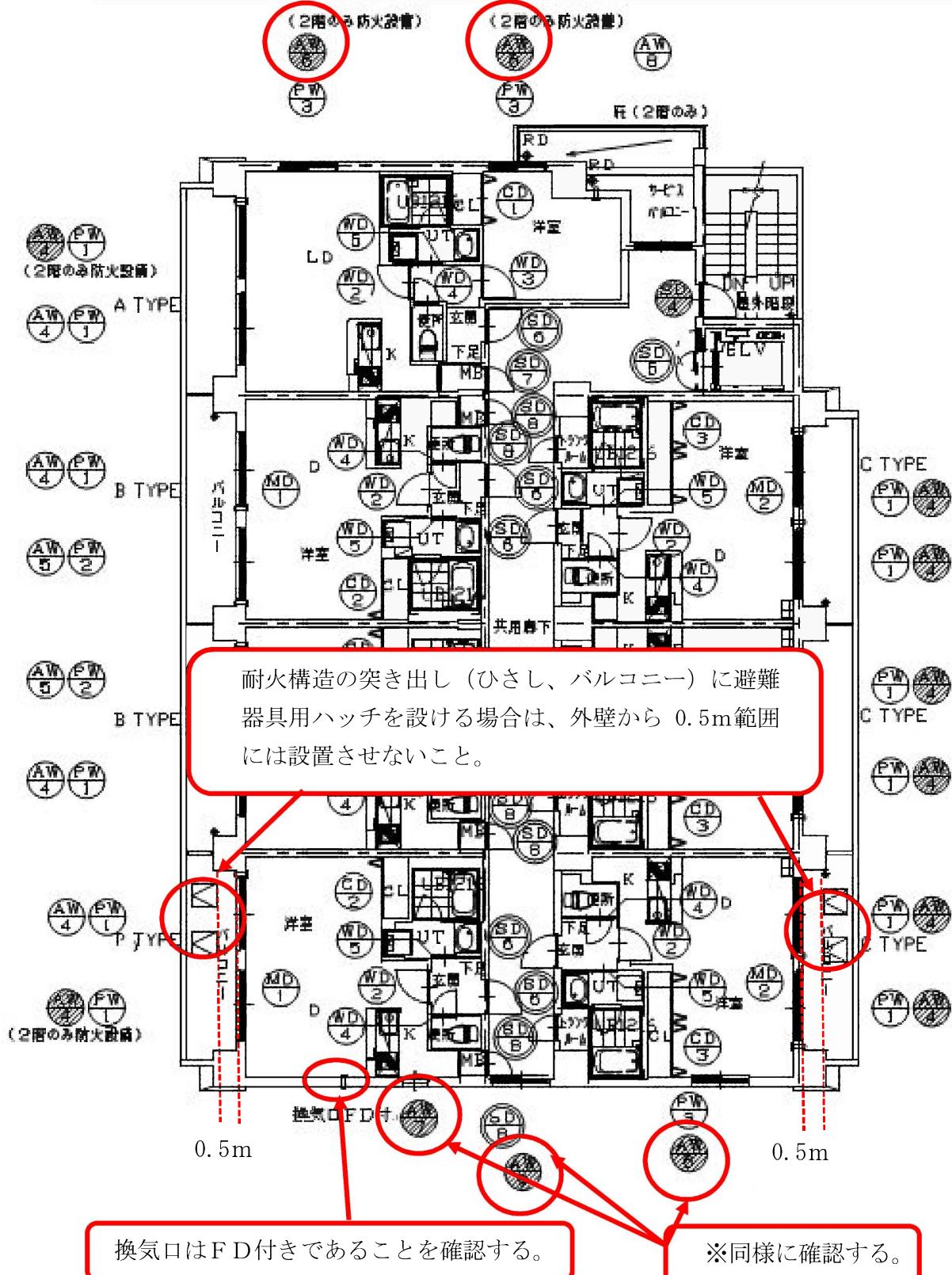
1階キープラン

0.5m以上の突き出しを設けない場合で、外壁が令8区画ラインを含む幅3.6m部分にある開口部が防火設備であることを確認する。また、この範囲にある開口部は、令8区画ラインを介して接する開口部相互の距離が0.9m以上確保されていることを確認する。



2階キープラン

※0.5m以上の突き出しを設けない場合で、外壁が令8区画ラインを含む幅3.6m以上にわたり耐火構造とする部分にある開口部が防火設備であることを確認する。また、この範囲にある開口部は、令8区画ラインを介して接する開口部相互の距離が0.9m以上確保されていることを確認する。



建具表 拆装

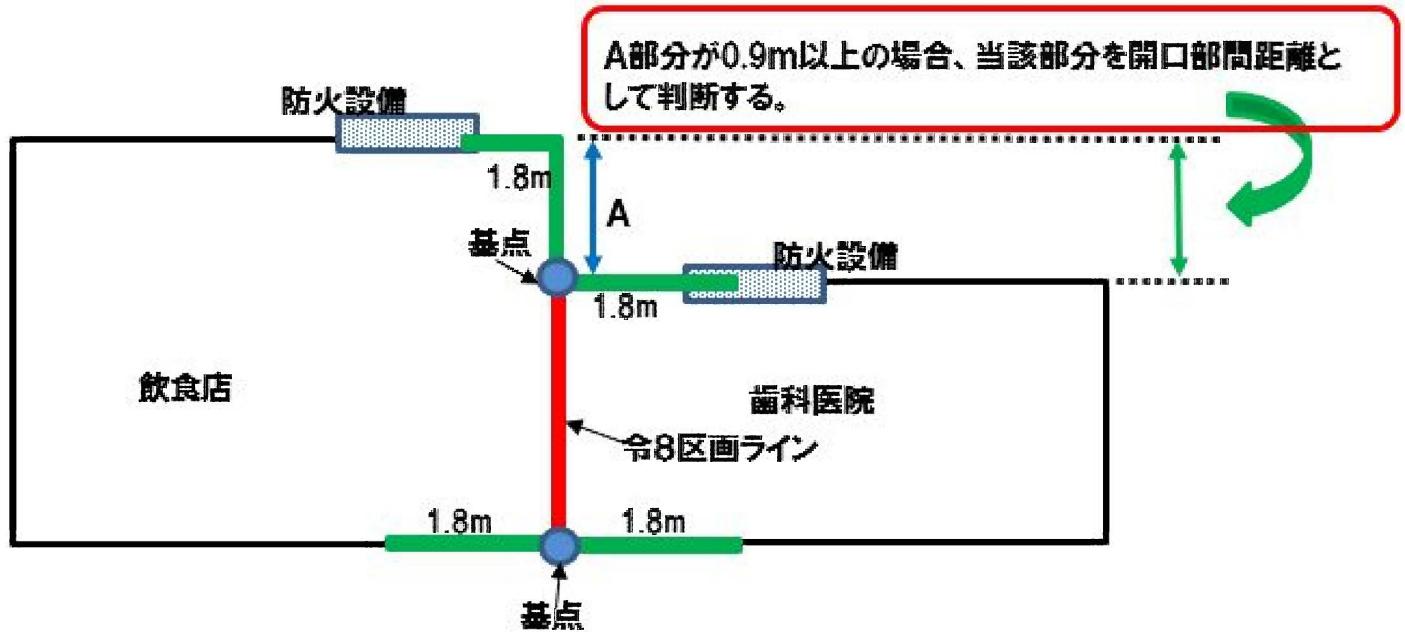
0.5m以上の突き出しを設けない場合で、外壁又は屋根が令8区画ラインを含む幅3.6m以上にわたり耐火構造とする部分にある開口部が防火設備であることを確認する。また、この範囲にある開口部は、令8区画ラインを介して接する開口部相互の距離が0.9m以上確保されていることを確認する。他の建具も同様に確認する。

直角	直角	直角	
《80》	SAT	《80》	《100》
鋼板片開きドア	鋼板片開きドア	鋼板片開き框体連続角柱ドア	鋼板片開き玄関
ステール(フラッシュ) SOP	ステール(フラッシュ) SOP	ステール(フラッシュ) SOP	ステール(フラッシュ) SOP
セガード3.0			
SH-100-SPE 鋼板	SH-100-SPE 鋼板	SH-100-FG 鋼板	SH-100-FG 鋼板
SH-100-SPE 鋼板	SH-100-SPE 鋼板	SH-100-FG 鋼板	SH-100-FG 鋼板
大判鋼板扉	鋼板扉	鋼板扉	鋼板扉

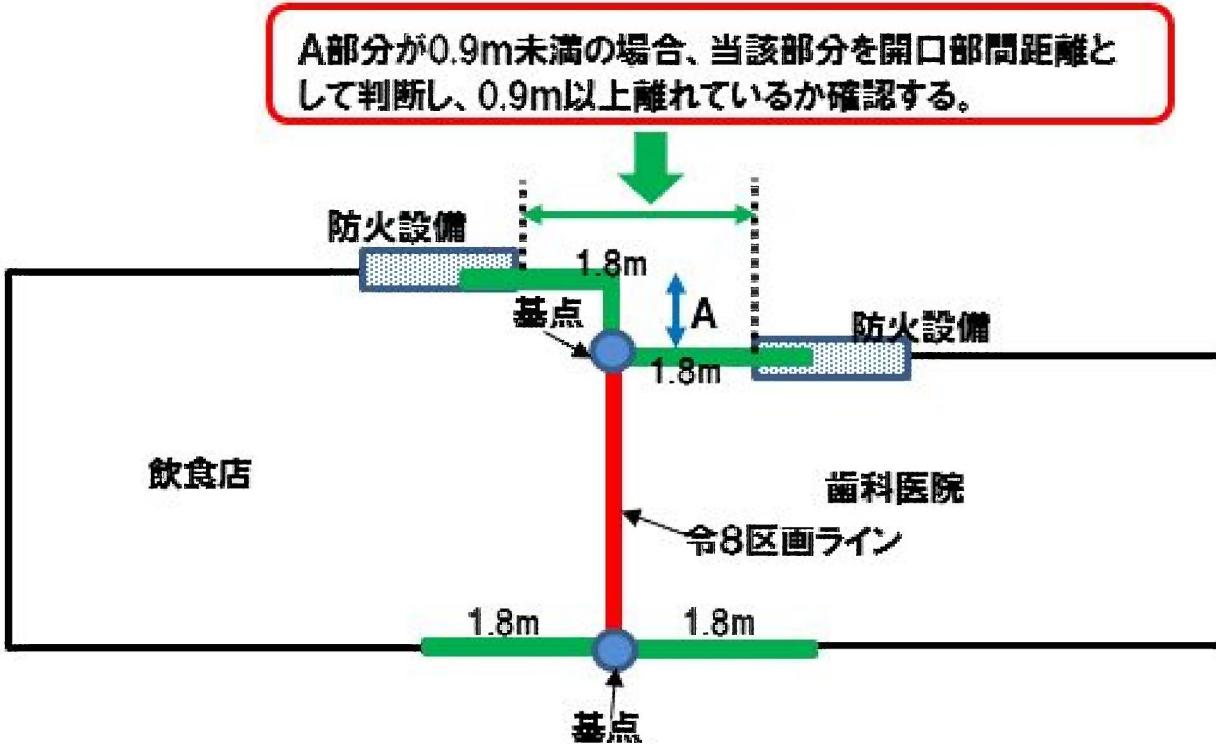
【セットバックの位置関係にある令8区画の開口部の取扱い】

- 垂直区画で横並びの区画部分がセットバックする場合

- (1) 基点のセットバックが 0.9m以上ある場合

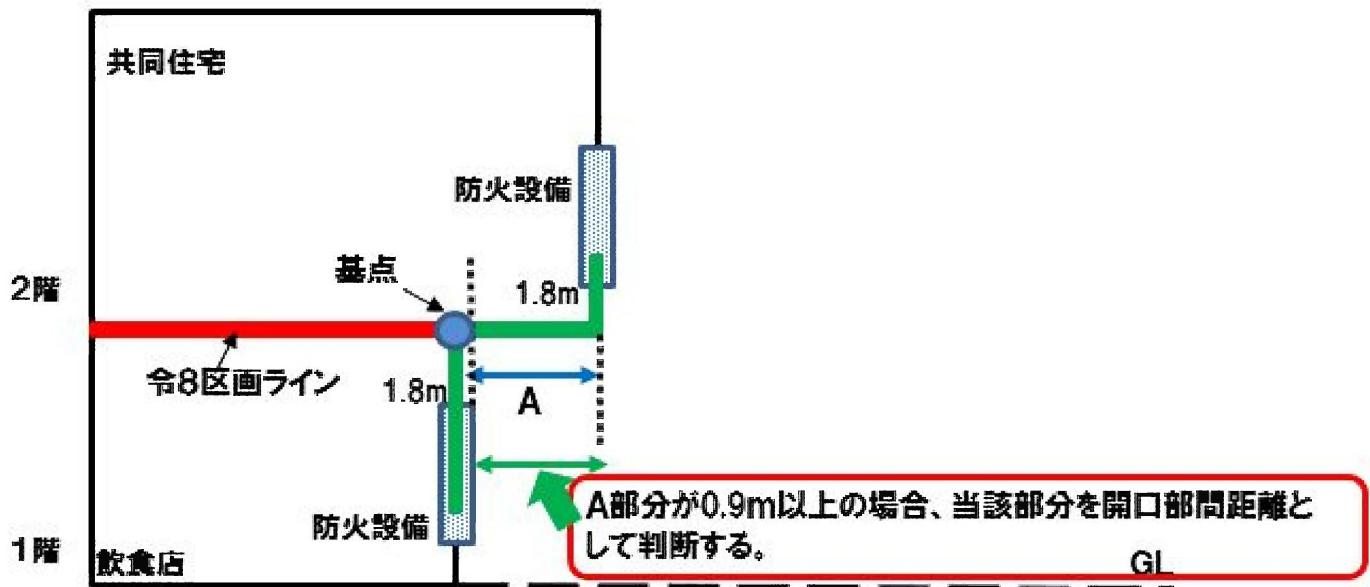


- (2) 基点のセットバックが 0.9m未満の場合

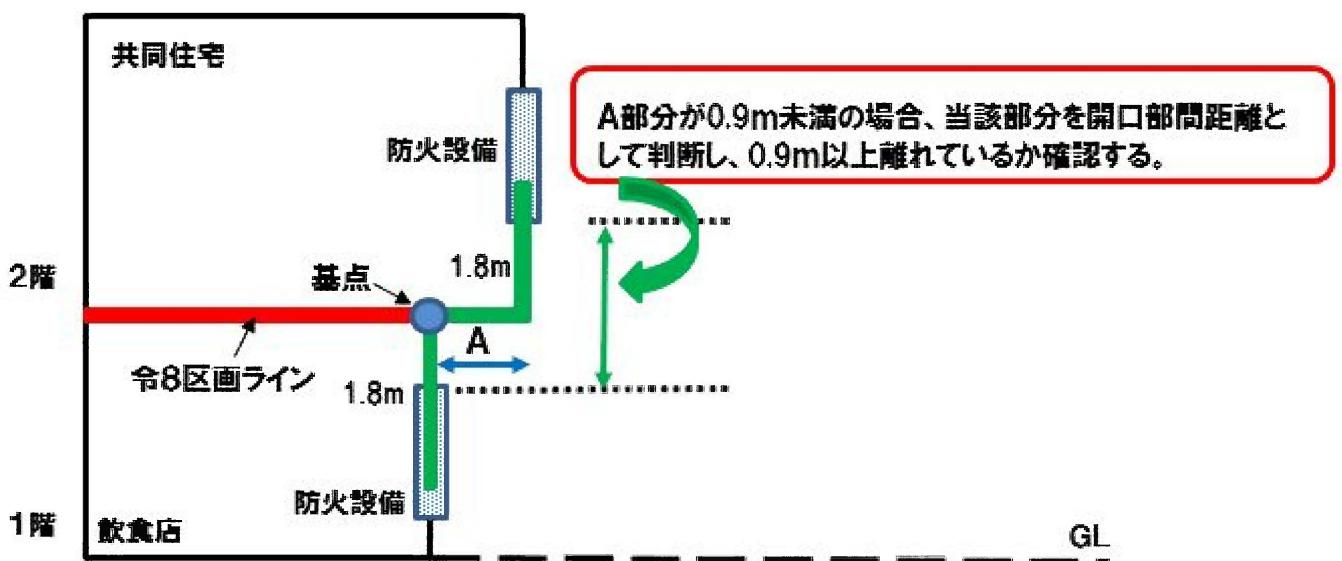


●水平区画で上下の区画部分がセットバックする場合

(1) 基点のセットバックが 0.9m以上ある場合



(2) 基点のセットバックが 0.9m未満の場合



3 令8区画を貫通する配管及び貫通部について

令8区画を配管が貫通することは、原則として認められない。

しかし、必要不可欠な配管及び貫通部に限っては、耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなし、令8区画の貫通が認められる。

令8区画を貫通する配管及び当該貫通部について確認すべき事項は、次のとおりである。

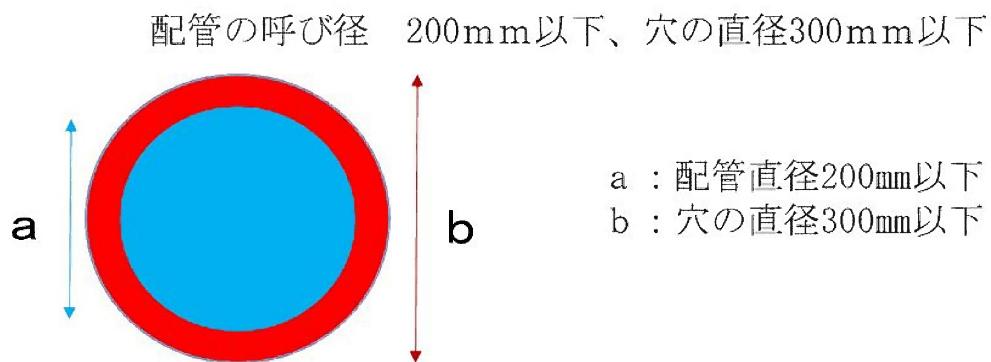
(1) 配管の用途は、原則として、給排水管であること。

令8区画を貫通する配管の用途は、原則として給水管、排水管及びこれに付随する通気管のみであり、鋼管、金鉄管、一般財団法人日本消防安全センターの性能評定を受けたものであることを確認すること。

※札幌市では電気配線（電話ケーブル、アンテナ線等を含む。）も性能評定品であれば認めている。

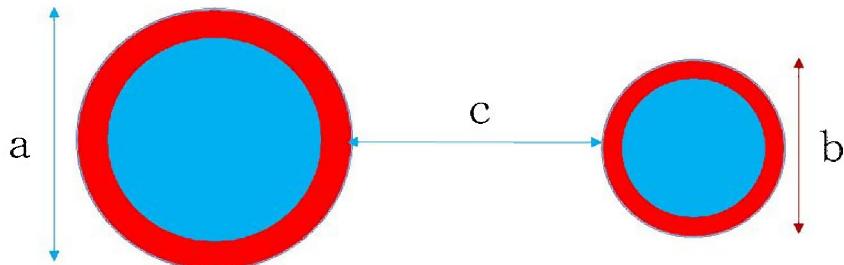
(2) 一の配管は、呼び径200mm以下のこと。

(3) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあっては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。



貫通部の形状が矩形となるものは、
直径300mmの円に相当する面積
(概ね700cm²) 以下

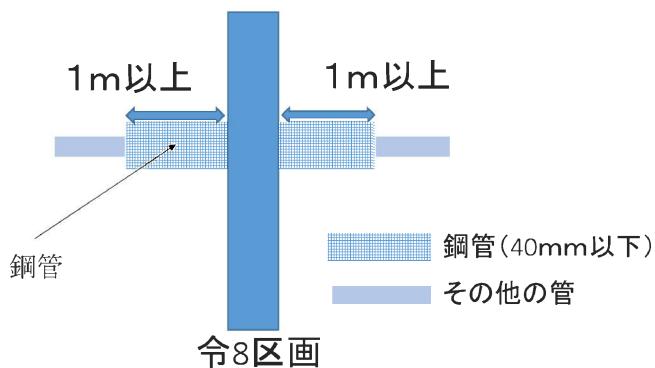
- (4) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するため設ける穴の直径の大なる方の距離(当該直径が200mm以下の場合にあっては、200mm)以上であること。
- 穴相互の離隔距離は、貫通する穴の直径の大なる方の距離以上
(最低200mmは必要)



a : 穴直径300mm以下
b : 穴直径300mm以下
c : $c \geq \text{MAX } a \text{ or } b$
 $c \geq 200\text{mm}$

- (5) 配管及び貫通部は、一体で、当該区画に求められる耐火性能時間（2時間）以上耐える性能を有する工法で施工すること。

平成8年札消指導第92号では、令8区画等を貫通する配管等について基本的な考え方が示されており、個々の配管等ごとにその基本的な考え方への適否の判断を行う必要があることとされている。
ただし、鋼管または鉄管（以下「鋼管等」という。）については、製品ごとの耐火性能、施工方法等のばらつきが少なく、防火安全上一定の性能水準を確保しやすいこと等から、鋼管等が令8区画を貫通する場合において、平成8年札消指導第92号に示す基本的な考え方と適合し、開口部がないものとみなすことができる場合の具体的な要件は、次のとおりである。



令8区画を貫通している部分およびその両側1m以上の範囲は、「鋼管等の種類」に掲げる鋼管等とすること。

「鋼管等の種類」に掲げる鋼管等又は一般財團法人日本消防設備安全センターの性能評定を受けている配管で、給排水管の用に供されるものについては、その範囲内における異種管接続が認められていること。

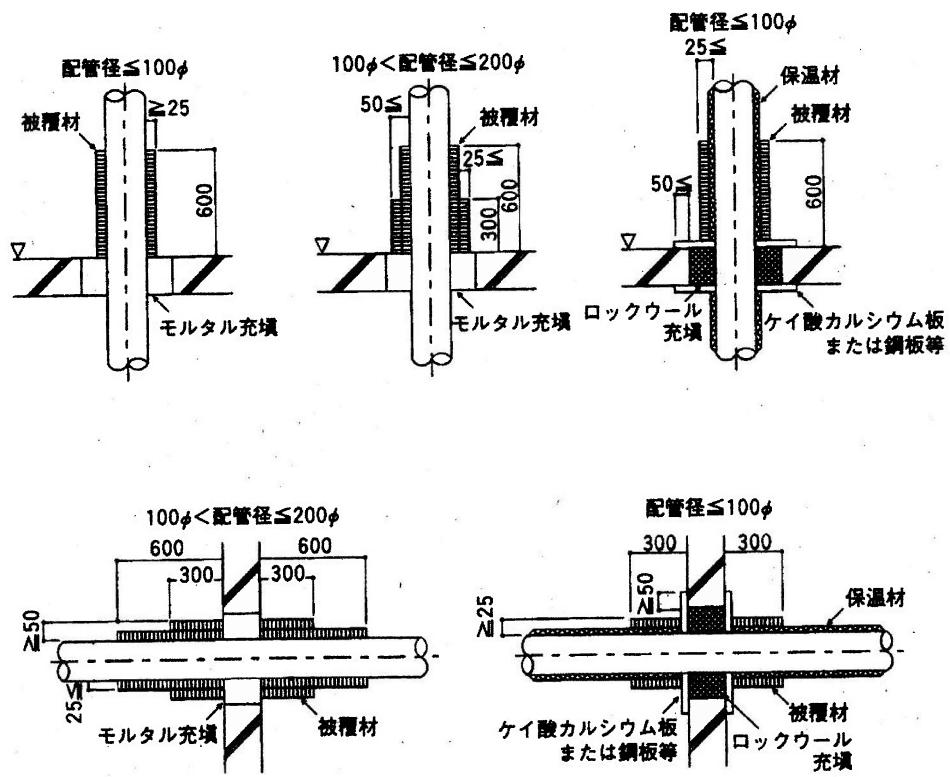
【鋼管等の種類】

- JIS G 3442 (水道用亜鉛めっき鋼管)
- JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼鋼管)
- JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)
- JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)
- JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管)
- JIS G 5525 (排水用鉄管)
- WSP 011(フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- WSP 032 (排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管)
- WSP 039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- WSP 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- WSP 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)
- JWWA K 115 (水道用ステンレス鋼鋼管)
- JWWA K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- JWWA K 132(水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)

のうち、その内部が常に充水されているもの。

(6) 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。

(7) 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。



鋼管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、ロックウール保温材（充填密度150kg/m³以上のものに限ります。）または、これと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25mm以上の保温筒、保温帶等により被覆すること。

ただし、給排水管については、①内部が常に充水されていること、又は②当該可燃物が構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であることのいずれかに該当する場合には、可燃物が直接接触しないことをもって足ります。